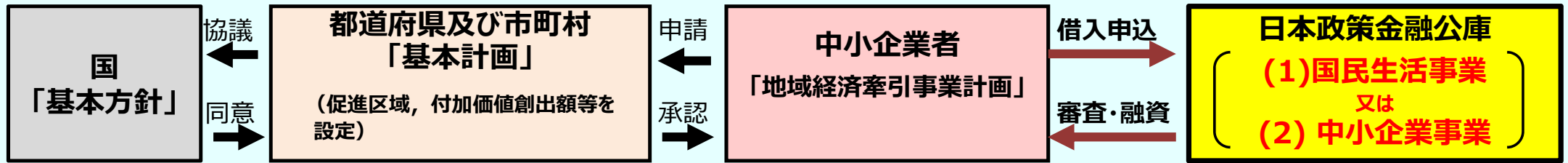


日本政策金融公庫による地域経済牽引事業への融資制度

地域の中小企業・小規模事業者の地域経済牽引事業の取組みを支援するため、日本政策金融公庫において融資制度（地域活性化・雇用促進資金）を創設（平成30年度～）

<スキーム>

地方自治体が策定する「基本計画」における促進区域において、地域経済牽引事業を行うため、都道府県知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた中小企業・小規模事業者が、日本政策金融公庫に借入申込を行う。



◆地域活性化・雇用促進資金<地域経済牽引事業計画関連>の制度

貸付対象	「地域未来投資促進法第13条の規定に基づき、都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う者	
資金用途	設備資金及び運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	(1)国民生活事業	7,200万円（うち運転資金4,800万円以内）
	(2)中小企業事業	7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）
貸付利率	(1)国民生活事業	基準利率。ただし、以下のいずれかを満たす場合は特別利率C。いずれも満たさない場合には特別利率A。 ・新規開業して7年以内 又は 困難な経営状況にある場合 又は 公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合 ・複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ、上記3条件のいずれかを満たす事業者
	(2)中小企業事業	基準利率。ただし、以下のいずれかを満たす場合は2億7千万円を限度として特別利率③。いずれも満たさない場合には2億7千万円を限度として特別利率①。 ・新規開業して7年以内 又は 困難な経営状況にある場合 又は 公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合 ・複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ、上記3条件のいずれかを満たす事業者

※ (1)国民生活事業についてはP 2, (2)中小企業事業についてはP 3を参照。

(1)国民生活事業における制度融資の基本的な特徴

【貸付期間について】

- ◆各制度融資によって貸付期間は異なり、最長の取扱いで20年以内。

【貸付限度額について】

- ◆各制度融資によって貸付限度額は異なり、最大7,200万円まで。

【貸付利率について】

- ◆基準利率(※1)。

ただし、以下のいずれかを満たす場合は特別利率C(※2)。いずれも満たさない場合には特別利率A(※2)。

- ✓ 新規開業して7年以内 又は 困難な経営状況にある場合 又は 公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合
- ✓ 複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ、上記3条件のいずれかを満たす事業者

※1 基準利率は、融資期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

【参考】平成30年3月9日時点:担保を不要とする融資を希望される方であって、貸付期間5年以内の場合:1.81%

※2 特別利率A:基準利率から▲0.40%、特別利率C:基準利率から▲0.90%

(2)中小企業事業における制度融資の基本的な特徴

【貸付期間について】

- ◆貸付期間は1年超の長期資金。各制度融資によって貸付期間は異なり、最長の取扱いで20年以内。

【貸付限度額について】

- ◆各制度融資によって貸付限度額は異なり、最大7.2億円まで。ただし、複数の制度融資を併用する場合、最大12億円まで。

【貸付利率について】

- ◆基準利率（※1）。

ただし、以下のいずれかを満たす場合は2億7千万円を限度として特別利率③（※2）。いずれも満たさない場合には2億7千万円を限度として特別利率①（※2）。

- ✓ 新規開業して7年以内 又は 困難な経営状況にある場合 又は 公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合
- ✓ 複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ、上記3条件のいずれかを満たす事業者

※1 基準利率は、右図を参照。

※2 特別利率①:基準利率から▲0.40%、
特別利率③:基準利率から▲0.90%

貸付期間	主な貸付利率 (平成30年3月9日実施)
	基準利率
5年以内	1.16%
5年超6年以内	1.16%
6年超7年以内	1.16%
7年超8年以内	1.16%
8年超9年以内	1.16%
9年超10年以内	1.16%
10年超11年以内	1.16%
11年超12年以内	1.17%
12年超13年以内	1.20%
13年超14年以内	1.22%
14年超15年以内	1.25%
15年超16年以内	1.35%
16年超17年以内	1.35%
17年超18年以内	1.35%
18年超19年以内	1.45%
19年超20年以内	1.45%

(注)1.ご融資に際しては、ご契約日時点での貸付利率が適用されます。

2.上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用されます。

(上記に係る日本政策金融公庫HP)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikigyou_m_t.html

お問い合わせ

※最寄の支店のご案内やお申込手続き等については、
事業資金相談ダイヤルまでお気軽にお電話ください。

お問い合わせ先:

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

地域未来投資促進法の承認事業への融資に関する相談である旨をお伝えいただくとスムーズです。